

付 錄

1965年臨時国勢調査関係法規

一、国勢調査の指定 (1965年7月27日 告示 第270号)

統計法(1954年立法第43号)第2条の規定に基づき、次の統計を指定統計として指定する。

行政主席

指定統計第18号

1965年臨時国勢調査

二、1965年臨時国勢調査規則

(1965年7月27日規則第79号)

統計法(1954年立法第47号)第5条第3項の規定による臨時の国勢調査を行なうため、同法第3条第2項の規定に基づき、1965年臨時国勢調査規則を次のように定める。

1965年臨時国勢調査規則

(趣旨)

第1条 統計法(1954年立法第43号)第5条第3項の規定による1965年に行なう臨時国勢調査(以下「1965年臨時国勢調査」という。)については、この規則に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「琉球列島」とは、琉球政府章典(1952年布告第63号)第1条に規定された地域をいう。

2 この規則において「住居」とは、同一の場所に居住した期間及び居住しようとする期間を通常した期間(以下この項において「居住期間」という。)が3月以上にわたる者については、その場所をいい、居住期間が3月に満たない者については、その者の現在在る場所をいう。ただし、次の各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に定める場所をその者の住居とみなす。

1 学校教育法(1958年立法第3号)第1条に掲げる学校、同法第85条の規定により存続している学校に在学している者、通学のため宿泊している場所

2 生活保護法(1953年立法第55号)第39条の規定する施設に入所している者、その宿泊している場所

3 身体傷害者福祉法(1953年立法第81号)第5条、第1項の施設に入所している者その宿泊場所

4 児童福祉法(1953年立法第61号)第7条に規定する児童福祉施設に入所している者、その宿泊している場所

5 民間又は公営の医療施設に3月以上引き続き入院している者その入院している場所

6 船舶に乗り組んでいる者で陸上に住所を有する者その住所

7 未決収容者を除く受刑者又は少年院の在院者その収容している場所

3 この規則において「世帯」とは、住居及び生計をともにする者の集り又は独立して住居を維持する単身者をいう。

4 前項の世帯と住居をともにし、その世帯の営業のために使用される単身者については、その世帯と生計をともにするとしないとにかくわらず、その数が5人以下であるときは、前項の世帯を構成するものとし、6人以上であるときは、その集まりを1世帯とみなす。

5 前項の世帯を構成しない者で、次の各号の一に該当するものは、1世帯とみなす。

1 第3項の世帯と住居をともにし、別に生計を維持する単身者又は下宿屋、旅館その他の営利を目的とする宿泊施設に住居のある単身者

2 前号に該当しない者で、住居をともにするものの集まり

3 第1号に該当しない単身者

6 この規則において「世帯員」とは、世帯を構成する各人をいう。

7 この規則において「世帯主」とは、第3項の世帯を主宰する世帯員をいう。

8 この規則において「世帯の代表者」とは、第4項の規定による世帯を代表する世帯員をいう。

(調査時)

第3条 1965年臨時国勢調査は、1965年10月1日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行なう。

(調査の対策)

第4条 1965年臨時国勢調査は、調査時において琉球列島内に住居を有する者について行なう。ただし、次の各号の一に該当する者は、この調査から除外する。

- 1 琉球に駐留するアメリカ合衆国軍隊の構成員又は軍属及びその家族
- 2 琉球住民でない者で、琉球政府以外の公務を帯びて琉球に駐留する者及びこれらの者の家族
- 3 軍施設内に住居を有する非琉球人及びその配偶者並びに子となっている琉球人
- 4 調査時前に琉球列島内の港湾を発し、調査時後3日以内に琉球列島内の港湾に入った船舶に乗り組んでいる者で、その船舶に住居のあるものについては、これを調査時前において琉球列島内に住居を有する者とみなす。

(調査の方法)

第5条 1965年臨時国勢調査は、世帯ごとに行なう。

(調査事項等)

第6条 1965年臨時国勢調査は、調査票により、次に掲げる事項を調査する。

- 1 世帯員の氏名
- 2 世帯員の世帯主との続柄その他世帯における地位
- 3 世帯員の男女の別
- 4 世帯員の出生の年月
- 5 世帯員の配偶關係
- 6 世帯員の国籍
- 7 昭和25年9月30日までに生まれた世帯員について1965年9月24日から同月30日までの7日間における仕事をしたかどうかの別、勤め先、業種などの名称、勤め先、業主などの事業の種類、本人の仕事の種類及び従業上の地位
- 8 世帯が第2条第3項の世帯に該当するかどうかの別及び同項に該当しない世帯についてその種類
- 9 世帯が居住する住居が持家、借家、給与住宅、間借、寄宿舎若しくは下宿屋又はその他の住居のいずれであるかの別
- 10 前号の住居が持家、借家、給与住宅、間借である世帯について、その世帯が居住する室の数及び畳数
- 2 前項の調査票の様式は、行政主席が定める。

(申告の義務)

第7条 世帯主又は世帯の代表者は、前条の調査に当たり、同条第1項各号に掲げる事項について、申告しなければならない。ただし世帯主又は世帯の代表者以外の世帯員に係る事項で国勢調査員が当該世帯員の申告によらなければ調査することができないと認めたものについては、当該世帯員が申告しなければならない。

2 国勢調査員は、調査に当たり、世帯主又は世帯の代表者が存しないとき、又は不在のときは、当該世帯について事実上世帯を代表する者又はこれに準ずる者を指定することができる。

3 第1項本文の規定は、前項の指定を受けた者に準用する。

4 申告は調査票の各項について国勢調査員の質問に答えることにより行うものとする。

5 第4条に規定する調査の対象となっている者で、前条第1項に掲げる事項について調査が行なわれなかった者又は重複して調査が行なわれたものはその旨を1965年10月15日までに関係市町村長に届け出なければならない。

(調査の執行及び機関)

第8条 市町村長は、1965年臨時国勢調査を行なうため、行政主席の指揮監督を受けて、当該市町村の区域内における国勢調査指導員及び国勢調査員の担当地域の指定及び指揮監督並びに調査票の収集、審査その他調査の実施に伴う事務を行なう。

(国勢調査指導員及び国勢調査員)

第9条 1965年臨時国勢調査を行なうため、統計法第11条第1項の統計調査員として、国勢調査指導員及び国勢調査員を置く。

2 国勢調査指導員及び国勢調査員は、行政主席が任命する。

3 国勢調査指導員は、国勢調査員の指導を行なう。

4 国勢調査員は、その担当地域内にある世帯に係る調査票の作成及びこれに附帯する事務を行なう。

(事務を行なう期間)

第10条 国勢調査員が前条第4項の事務を行なう期間は、1965年9月24日から同年10月15日までとする。

(調査票の提出)

第11条 国勢調査員は、市町村長に対しその定める期限までに、市町村長は、行政主席に対しその定める期限までに、それぞれ調査票及びその附属書類を提出しなければならない。

(事故のときの処理)

第12条 天災事変その他避けることの出来ない事故のため、国勢調査員が第10条に規定する期間内にその事務を行ない、又はこれを完結することができないときは、市町村長は、ただちにその旨を行政主席に報告しなければならない。この場合において、市町村長は同条の規定にかかわらず、行政主席の認可を経て、地域を限り、国勢調査員が第9条第4項の事務を行なう期間を別に定め、又は第10条に規定する期間を延長することができる。

2 市町村長は、前項の規定により別の期間を定め、又は期間を延長したときは、これを告示しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三 1965年臨時国勢調査の実施に関する規則（1965年7月27日告示第271号）

統計法（1954年立法第43号）第7条第1項の規定に基づき、1965年臨時国勢調査を次のとおり実施する。

一 首 題

1965年臨時国勢調査

二 調査の目的、事項、範囲、期日及び方法

1 目 的

統計法第5条第3項の規定に基づき、1965年臨時国勢調査を行ない各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査事項

次の事項を調査する。

- (1) 氏名
- (2) 世帯主との続柄
- (3) 男女の別
- (4) 出生の年月
- (5) 配偶関係
- (6) 国籍
- (7) 昭和25年9月30日までに生まれた世帯員について、1965年9月24日から同月30日までの7日間における仕事をしたかどうかの別、勤め先、業主などの名称、勤め先、業主などの事業の種類、本人の仕事の種類及び従業上の地位
- (8) 世帯の種類
- (9) 住居の種類及び所有の関係
- (10) 居住室数
- (11) 居住室の疊数

3 調査の期日

1965年10月1日前午零時現在による。

4 調査の範囲

- (1) 調査の期日に琉球列島（琉球政府章典第1条に規定された地域）に住居を有する者について調査する。ただし次の各号に該当する者は、この調査から除外する。
 - (イ) 琉球に駐留するアメリカ合衆国軍隊の構成員又は軍属及びその家族
 - (ロ) 琉球住民でない者で、琉球政府以外の政府の公務を帯びて琉球に駐在する者及びこれらの家族
 - (ハ) 軍施設内に住居を有する非琉球人及びその配偶者並びに子となつてゐる琉球人
- (2) 調査の前に琉球列島内の港湾を発し、その船舶に住居のあるものについては、これを調査時前において琉球列島内に住居を有するものとみなす。

5 調査の方法

行政主席が任命した国勢調査員が世帯を巡回し他計申告の方法によつて悉皆調査を行う。

6 集計方法

集計は、統計庁において行なう。

三 結果の公表

概数人口は、市町村別に1965年11月末日までに、確定人口は市町村別に1966年4月末日までにそれぞれこれを公報で告示する。

社会属性、経済属性についての集計は1968年6月末日までに集計を完了し、経果報告書を刊行する。

四 1965年臨時国勢調査執行心得（1965年7月27日訓令32号）

1965年臨時国勢調査執行心得を次のように定める。

1965年臨時国勢調査執行心得

第1章 市町村長**第1節 総則**

第1条 調査に関する市町村長の職務は、次のとおりとする。

- 1 国勢調査指導員及び国勢調査員の内申
- 2 国勢調査員の担当する調査区の指定
- 3 国勢調査指導員の担当する地域の指定
- 4 国勢調査指導員の指導
- 5 準備調査の指揮
- 6 本調査の指揮
- 7 調査書類の審査
- 8 市町村提出明細表等の作成及び国勢調査調査票等の提出
- 9 前各号に附帯する事務

第2条 天災事変その他避けることのできない事故のため、国勢調査員が1965年臨時国勢調査規則（1965年規則第79号、以下「規則」という。）第10条の規定する期間内にその事務を行ない、又はこれを完結することができないときは、市町村長は、直ちにその旨を行政主席に報告しなければならない。

第2節 国勢調査指導員及び国勢調査員の内申

第3条 市町村長は、国勢調査指導員又は国勢調査員として、適当な者をそれぞれその候補者として行政主席に内申しなければならない。

第3節 国勢調査員の担当する調査区の指定

第4条 1調査区の調査は、1人の国勢調査員がこれを担当するものとする。ただし、特別の事情があると認められる場合、市町村長は、2調査区以上を1人の国勢調査員に、又は1調査区を2人以上の国勢調査員に担当させることができる。

第5条 市町村長は、国勢調査員の氏名の通知を行政主席から受けたときは、国勢調査員の担当する調査区を指定し、国勢調査任命の辞令書、国勢調査員証を当該国勢調査員に交付しなければならない。

第4節 国勢調査指導員の担当する地域の指定

第6条 市町村長は、国勢調査指導員の氏名の通知を行政主席から受けたときは、国勢調査指導員の担当する地域を指定し、国勢調査指導員任命の辞令書を当該指導員に交付しなければならない。

第5節 国勢調査指導員の指導

第7条 市長村長は、国勢調査指導員に対し、国勢調査員の指導その他調査上心得なければならない事項を指示しなければならない。

2 市町村長は、国勢調査指導員に国勢調査員を指導させるため、国勢調査指導員及び国勢調査員を招集しなければならない。

3 市町村長は、国勢調査員が提出した調査書類を国勢調査指導員に検査させなければならない。

第6節 準備調査の指揮

第8条 市町村長は、国勢調査員にその担当する調査区内の世帯及び人員の概数に応じ所要の世帯名簿用紙、調査区要図用紙、世帯確認用紙、おぼえ書き用紙を交付し、1965年9月24日から同月30日までの間に、その担当する調査区内の準備調査

を行なわせなければならない。

第7節 本調査の指揮

第9条 市町村長は、国勢調査員にその担当する調査区内の世帯概数および世帯人員に応じ調査票を交付し、1965年10月1日から同月4日までの間にその担当する調査区内の実地を行なわせなければならない。

第8節 調査書類の審査

第10条 市町村長は、国勢調査指導員が提出した調査書類を審査しなければならない。

第11条 市町村長は、調査書類の審査の結果、記入もれ若しくは誤りがあることを発見したとき又は記入の文字が不明であるときは、国勢調査指導員又は国勢調査員に聞きただし、これを訂正又は加筆しなければならない。この場合において、市町村長は、必要があると認めるときは、国勢調査員に再調査をさせるように国勢調査指導員に指示し、又は実地について調査しなければならない。

第12条 市町村長は、調査書類の審査の結果、調査が行なわれなかつたか若しくは重複して調査が行なわれた世帯若しくは世帯員があるものと認められるとき又は調査を受けてない旨若しくは重複して調査を受けた旨の届出があつたときは、国勢調査員にこれに関する調査をさせるように国勢調査指導員に指示し、又は実施について調査しなければならない。

第9節 市町村提出明細表の作成及び調査表類の提出

第13条 市町村長は前節の手続きを終ったとき、世帯名簿、調査により市町村提出明細表を作成しなければならない。

第14条 市町村長は、本調査票1部、世帯名簿2部、調査区要図2部に前条の市町村提出明細表を添付して、行政主席に10月31日までに提出しなければならない。

第15条 市町村長は前条の書類を提出した後において、それらの書類の記入事項に関して行政主席から照会があつたときは、国勢調査指導員若しくは、国勢調査員であった者に聞きただし、又は実地に調査し、すみやかに答申しなければならない。

第2章 国勢調査指導員

第1節 総則

第16条 国勢調査指導員は、市町村長の指揮監督を受けて、次の職務を行なう。

- 1 国勢調査員の指導
- 2 調査書類の検査及び提出
- 3 前各号に附帯する事務

第17条 国勢調査指導員は、職務執行中、知り得た事項を他もらし、又は盗用してはならない。

第18条 国勢調査指導員は、その指導する国勢調査員の担当する調査区とこれに隣接する調査区との間に重複、もれ若しくは所属不明の地域があると認められたとき又は第33条の規定による申出があつたときは、直ちにその旨を市町村長に申出て指揮を請わなければならない。

第19条 国勢調査指導員は、病気その他やむを得ない事故のため、その職務を行なうことができないときは、直ちにその旨を市町村長に申出なければならない。

第2節 国勢調査員の指導

第20条 国勢調査指導員は、国勢調査員に対し、国勢調査票、世帯名簿、調査区要図及び提出明細書の記入の仕方その他調査上心得なければならない申項を説明し、誤りのないよう懇切に指導しなければならない。

第21条 国勢調査指導員は必要があると認めるときは、国勢調査員を実地について指導しなければならない。

第22条 国勢調査指導員は、他の国勢調査指導員と連絡を密にし互に協力しなければならない。

第3節 調査書類の検査及び提出

第23条 国勢調査指導員は、その指導する国勢調査員が市町村長に提出した調査書類を検査しなければならない。

第24条 国勢調査指導員は、調査書類の検査の結果、記入もれ若しくは誤りあることを発見したとき又は記入の文字が不明であるときは、国勢調査員に聞きただし、これを訂正又は加筆しなければならない。この場合において、国勢調査指導員は、必要があると認めるときは、国勢調査員に再調査をさせなければならない。

第25条 国勢調査指導員は、調査書類の結果、調査が行なわれなかつたか又は、重複して調査が行なわれた世帯又は世帯員があると認められるときは、国勢調査員にこれに関する調査をさせなければならない。

第26条 国勢調査員指導員は、調査書類の検査が終ったときは、世帯名簿、調査区要図及び調査票等の所定の欄に記名押印しなければならない。

第27条 国勢調査指導員は、その検査した調査書類を市町村長に対し、その定める期限までに提出しなければならない。

第28条 国勢調査指導員は、調査書類を提出した後において、それらの書類の記入事項に関して、市町村長から説明を求められたときは、国勢調査員に聞きただし、すみやかに答申しなければならない。

第3章 国勢調査員

第1節 総則

第29条 国勢調査員は、市町村長の指揮通監及び国勢調査指導員の指導を受けて、その担当する調査について次の職務を行なう。

- 1 準備調査
- 2 本調査
- 3 調査書類の検査、整理及び提出
- 4 前各条に附帯する事務

第30条 国勢調査員は、世帯について職務を行なうときは、行政主席が交付する国勢調査員証を提示しなければならない。

第31条 国勢調査員は、世帯について職務を行なうときは、調査に必要でない事項を質問してはならない。

第32条 国勢調査員は、職務執行中知り得た事項を他もらし、又は盗用してはならない。

第33条 国勢調査員は、その担当する調査区とこれに隣接する調査区との間に重複、もれ又は所属不明の地域があると認められたときは、直ちにその旨を国勢調査指導員に申出なければならない。

第34条 国勢調査員は、あらかじめその担当する調査区内の巡回順路を定め、おおむねその順路によって準備調査及び本調査を行なわなければならない。

第35条 国勢調査員は、調査書類を提出した後において、市長村長又は国勢調査指導員から説明を求められ、又は再調査を命ぜられたときは、すみやかに答申又は調査を行なわなければならない。

第36条 国勢調査員は、病気その他やむを得ない事故のため、その職務を行なうことができないときは、直ちにその旨を市町村長に申出なければならない。

第2節 準備調査

第37条 国勢調査委員は、その担当する調査区内を巡回して、次の準備調査の事務を行なわなければならない。

- 1 各住居について、世帯の有無及びその数を調査すること。
- 2 各世帯について、世帯番号を定め、世帯主又は世帯の代表者の氏名、世帯の所在地を調査し、並びにその結果を世帯名簿及び調査区要図の所定の欄に記入すること。
- 3 各世帯に国勢調査おぼえ書きを配布して、その記入について説明をし、記入を依頼し、並びに戸口に世帯確認票をはりつけること。
- 2 世帯員の不在その他の理由によつて調査を行なうことができない世帯については、重ねて巡回し、又は近隣の者に聞きただしてこれを行なわなければならない。

第3節 本調査

第33条 國際調査員は、その担当する調査区内の各世帯を巡回して、次の本調査の事務を行なわなければならない。

- 1 準備調査で配布した国勢調査おぼえ書きを参考にして、世帯主又は世帯の代表者に調査票の調査事項の順に質問し、その答中によつて記入を行なうこと。

第33条 国勢調査委員は、本調査に際して、準備調査後に世帯又は世帯員の異動があったことと発見したときは、世帯名簿及び調査区要図の記入事項の訂正を行なわなければならない。この場合において世帯名簿に記入されていない世帯については、前二条の規定によつて調査を行なわなければならない。

第4節 調査書類の検査、整理及び提出

第40条 国勢調査員は、各世帯につき本調査を終わった場合において、国勢調査調査書類の記入事項を検査し、記入にもれ若しくは誤りがあることを発見したとき又は記入の文字が不明であるときは、事実によつてこれを訂正又は加算しなければならない。

第41条 国勢調査員は、前条の手続が終わったときは、調査票一部、世帯名簿二部、調査区要図二部及び提出明細書一部を作成して、所定欄に氏名を記入し、押印しなければならない。

第42条 国勢調査員は、調査書類を市町村長の定める期限までに国勢調査指導員に提出しなければならない。

第4章 捕則

第43条 第十三条の規定に基づき市町村長の作成する市町村提出明細表は、別記様式第一号によるものとし、同第十一条の規定に基づき国勢調査員の作成する提出明細書は、別記様式第二号によるものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

1965年臨時国勢調査のおぼえがき

市町村番号

調査区番号

三世華嚴

琉球政府統計序

1965年臨時国勢調査についてお願ひ

来る10月1日は全琉球いっせいに国勢調査が行なわれます。

国勢調査は琉球の人口を調べて政治や行政の基礎資料とするためになされる政府の最も基本的な統計調査であります。このような全琉球にわたる大規模な調査を行なうためには住民ひとりひとりの協力が最も必要であります。

このおぼえがきによつて調査員が調査を行ないますので9月30日までに記入しておいて下さい。

なお、このおぼえがきに記入されたことがらは統計を作るために使われるもので税金関係などに利用されることとは、法律で固く禁じられていますから、ありのまゝを正しく記入して下さい。

記入する前にお読み下さい

1. このおぼえがきは世帯ごとに記入することになります。あなたの世帯にふだん住んでいる世帯員をもれなく記入して下さい。家事使用人や営業使用人も含めて記入して下さい。

「ふだん住んでいる世帯員というのは、あなたの世帯にすでに3カ月以上住んでいるか又は3カ月以上住むことになっている人のことです。」

2. 次の人たちは、それぞれ次のべる場所で申告することになります。

(1) 寄宿舎、下宿屋から通学している学生、生徒又はそこから通勤している人は、その寄宿舎、下宿屋などで申告します。

(2) 社会施設（厚生園、石樹児童園、沖縄盲ろう学園、沖縄整形療護園、琉球精神病院、金武保養院、愛楽園など）の収容者はその収容先で申告します。

(3) 民間および公営の医療施設の入院患者で、すでに3カ月以上になつている人は、病院で申告します。

(4) 刑務所、少年院の収容者はその収容先で申告します。

(5) 住込みの家事使用人や営業使用人は、その住込み先で申告します。

3. 次の人たちはもれがちですから注意して下さい。

(1) 船舶に乗りくんでいる人。

(2) 旅行や長期出島などで一時不在の人。

(3) 不在期間が3カ月以上にならない人。

(秘)

指定統計第18号

1955年臨時国勢調査

世帯名簿

琉球政府統計庁

枚のうち

枚目

市町村番号 調査区番号 調査員氏名 印 指導員検印

1 世 帯 番 号	2 世 帯 主 ま た は 世 帯 の 所 在 地 代 表 者 の 氏 名 (字 名 と 番 地)	3 世 帯 の 所 在 地	4 世 帯 人 員			5 備 考	1 世 帯 番 号	2 世 帯 主 ま た は 世 帯 の 所 在 地 代 表 者 の 氏 名 (字 名 と 番 地)	3 世 帯 の 所 在 地			4 世 帯 人 員	5 備 考	
			男	女	計				男	女	計			
1							36							
2							37							
3							38							
4							39							
5							40							
6							41							
7							42							
8							43							
9							44							
10							45							
11							46							
12							47							
13							48							
14							49							
15							50							
16							51							
17							52							
18							53							
19							54							
20							55							
21							56							
22							57							
23							58							
24							59							
25							60							
26							61							
27							62							
28							63							
29							64							
30							65							
31							66							
32							67							
33							68							
34							69							
35							70							

- 注 1. 世帯人員欄は調査が終った後本調査票から転記する。
 2. 名簿が2枚にわたるときは、1枚目に合計を記入して
 2枚目の合計欄には斜線を引いて下さい。

合 計	世 帯 總 數		世 帯 人 員	
	男	女	人	人

(秘)
指定統計第13号

1965年臨時國勢調査

調査区票図

琉球政府統計庁

市町村番号

調査区番号

調査員氏名

印

指導員検印

調査区要図の作り方

- (1) 調査区の境界は調査の手引に示された方法で確認して下さい。
- (2) 隣接調査区との境界及び隣接調査区の境界附近のようすがわかるように作成し、境界には朱線をはつきりひいて下さい。
- (3) 調査区内の建物（馬小屋、豚巣、便所は除く）は、もれなく、重複することなく□で示し、その中に住んでいる世帯の一連番号を [5] または [11~16] のように記入して下さい。
- (4) 世帯のない建物はその名称やあき家などと記入して下さい。
- (5) 道路、河川、神社、仏閣、学校、その他著名な目標物は所定の記号で記入し、その他記号のないものは、その名称を記入して下さい。
- (6) 地図の北角を↑印で示して下さい。



秘

1965年臨時國勢調查調查票

指定統計第183号

1965年10月1日現在

琉球政府統計

Request in Relation to 1965 Special Census

On October 1 to come, a census is to be taken throughout the Ryukyus. This is a special census taken just in the middle of a period of ten years as a cycle of regular census and called 1965 special census, which will cover those persons who will have, by October 1, 1965, lived or wish, on the same day, to live in the Ryukyus for not less than three months.

Accordingly, not only the Ryukyuans people but also the Japanese and foreigners will be all covered by this census, except the following persons.

Foreigners as the members and personnel of the US forces, foreign diplomatic missions, foreigners as the officials and employees of the US Government and its agencies and their dependents.

This census is for the purpose of catching hold of the population of the Ryukyus and it is one of the most basic statistical researches which are undertaken to collect the fundamental data for a guide to better politics and administration. And your cooperation is needed for such a large-scale survey throughout the Ryukyus.

The results of the personal survey at this census will be kept secret and never used for any other purpose than that of taking statistics, so please answer all the questions without free from care. If you have some questions about the census this time, please call the Comptroller Department, United States, Civil Administration of the Ryukyu Islands on 8-4111 or USCAR-CRI Bldg PBX 59.

YASUO UECHI
Chief
Statistics Agency

1965年臨時国勢調査についてお願ひ

来る10月1日は全琉球いっせいに国勢調査がおこなわれます。今回の国勢調査は10年ごとにおこなわれる国勢調査の中間におこなわれる、1965年臨時国勢調査で1965年10月1日現在、琉球内に住んでゐる人で、これまでに3か月以上琉球内に住んでいたか又はこれから住もうとする人は全部調査します。

従つて琉球人だけでなく日本人、外国人も全部調査されますが、次のような人は調査されません。

①米国軍隊構成要員の外国人、外国の外交使節団、米国政府およびその管理する機関の外国人及びこれらの者の家族は調査されません。

△この調査は琉球の人口を調べて政治や行政の基礎資料とするためになされる政府の最も基本的な統計調査であります。

このようなくる大規模な調査をおこなうためには皆様の協力が必要であります。この調査で調べられたことは秘密にされ統計を作成すること以外の目的には使用しませんので安心して答えて下さい。

なお国勢調査について疑問がありましたら、琉球列島米国民政府企画部（電話8-4111の内線59）に問い合わせて下さい。

琉球政府統計庁

上地康夫

1965 Special Census Paper

Form DS No. 18

As of October 1, 1965 Statistical Agency, Government of the Ryukyu Islands

Code No. for City, Town or Village	Title of Administrative District	Code No. for census tract	Code No. for Family	Name of Census Taker	Seal of Approval by Checker			
Code No. for each member of a family		1	2	3	4	5	6	7
1. Name								
2. Relationship to householder								
3. Sex		1 Male 2 Female	1 Male 2 Female	1 Male 2 Female	1 Male 2 Female	1 Male 2 Female	1 Male 2 Female	1 Male 2 Female
4. Date of birth								
5. Marriod or unmarried		1. Unmarried 2. Married 3. Divorce 4. Bereaved	1. Unmarried 2. Married 3. Divorce 4. Bereaved	1. Unmarried 2. Married 3. Divorce 4. Bereaved	1. Unmarried 2. Married 3. Divorce 4. Bereaved	1. Unmarried 2. Married 3. Divorce 4. Bereaved	1. Unmarried 2. Married 3. Divorce 4. Bereaved	1. Unmarried 2. Married 3. Divorce 4. Bereaved
6. Nationality		1. Okinawa 2. Other prefec- tures of Japan 3. America 4. China 5. Others	1. Okinawa 2. Other prefec- tures of Japan 3. America 4. China 5. Others	1. Okinawa 2. Other prefec- tures of Japan 3. America 4. China 5. Others	1. Okinawa 2. Other prefec- tures of Japan 3. America 4. China 5. Others	1. Okinawa 2. Other prefec- tures of Japan 3. America 4. China 5. Others	1. Okinawa 2. Other prefec- tures of Japan 3. America 4. China 5. Others	1. Okinawa 2. Other prefec- tures of Japan 3. America 4. China 5. Others
7. Born in and before September, 1950 (14 years old and younger)		1 Under 14 years of age	2 Over 15 years of age	1 Under 14 years of age	2 Over 15 years of age	1 Under 14 years of age	2 Over 15 years of age	1 Under 14 years of age
'Born in and after October, 1950 (15 years old and older)		15 years of age	15 years of age	15 years of age	15 years of age	15 years of age	15 years of age	15 years of age
8. Worked or not		1. Worked for the most part 2. Worked beside housework or after school 3. Not worked to rest myself 4. Looked out for a job 5. House work 6. Went to school 7. Others	1. Worked for the most part 2. Worked beside housework or after school 3. Not worked to rest myself 4. Looked out for a job 5. Housework 6. Went to school 7. Others	1. Worked for the most part 2. Worked beside housework or after school 3. Not worked to rest myself 4. Looked out for a job 5. Housework 6. Went to school 7. Others	1. Worked for the most part 2. Worked beside housework or after school 3. Not worked to rest myself 4. Looked out for a job 5. Housework 6. Went to school 7. Others	1. Worked for the most part 2. Worked beside housework or after school 3. Not worked to rest myself 4. Looked out for a job 5. Housework 6. Went to school 7. Others	1. Worked for the most part 2. Worked beside housework or after school 3. Not worked to rest myself 4. Looked out for a job 5. Housework 6. Went to school 7. Others	1. Worked for the most part 2. Worked beside housework or after school 3. Not worked to rest myself 4. Looked out for a job 5. Housework 6. Went to school 7. Others
To put down whether or not a person coming under 2 of item (7) worked during a week Sept. 24 through 30								

9. Title of place of work or title or name of employer, etc.							
10. Kind of business carried on at place of work or by employer, etc.							
11. Kind of your work							
12. Employer or employee	1. Self-employed 2. Unpaid family worker 3. Government or private enterprise's employees 4. Military employee	1. Self-employed 2. Unpaid family worker 3. Government or private enterprise's employee 4. Military employee	1. Self-employed 2. Unpaid family worker 3. Government or private enterprise's employee 4. Military employee	1. Self-employed 2. Unpaid family worker 3. Government or private enterprise's employee 4. Military employee	1. Self-employed 2. Unpaid family worker 3. Government or private enterprise's employee 4. Military employee	1. Self-employed 2. Unpaid family worker 3. Government or private enterprise's employee 4. Military employee	1. Self-employed 2. Unpaid family worker 3. Government or private enterprise's employee 4. Military employee
13. Kind of residence	1 My own house 2 Rented house (including rented apart- ment) 3 Official residence, company's house and the like	2 Roomer 3 Dormitory or boarder	4 Others	5 Rooms	6 Excluding the room for business and the room used by other family	14. No. of rooms you use for residence: 15. Total of TATAMI put in the rooms for residence: In the case of a room without TATAMI, to put down the figure computed at the rate of 2 TATAMI per TSUBO. (To set down a fraction reflecting less than a TATAMI)	16. Kind of family
17. No. of members of your family:	1 Ordinary family 2 Quasi-family consisting of only a person 3 Quasi-family of dormitory of a school 4 Dormitory of a company or quasi-family consisting of an enterprise 5 Quasi-family of home 6 Quasi-family consist- ing of inpatients 7 Other quasi- family	Male Female Total					
Rooms	TATAMI						

別記左様会社第1号

1965年臣時國勢調查

市町村提出名細書表

市町村名

枚のうち

故目

市町村長印